

**お客様のキャッシュカード、エースカードおよびローンカードが盗難  
紛失または偽変造により不正使用され、預金等に被害が発生した場合**

**株式会社 北都銀行**

お客様の預金等に被害が発生し、法律または当行カード規定により預金等の減少につき、当行が責任を負わない場合であっても、当行補償規定にしたがって、お客様は補償を受けることが可能となります。

万が一被害に遭われました場合には、当行へすみやか(届出前 30 日までの被害が対象)に、ご相談いただくようお願い申し上げます。なお、補償の限度額は当行補償規定の範囲内とさせていただきます。

当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当該補償金は、お客様の預金等減少につき、法律または当行カード規定に基づいて当行が負担すべき責任額に充当されるものとします。

当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当行が当該補償金の負担につき、損害保険会社に保険金を請求することがあります。この場合、損害保険会社にお客様の個人情報をお客様の個人情報を保険金請求に必要な範囲内で提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご協力いただけない場合には補償金のお支払ができない場合がありますので、あわせてご了承ください。

なお、補償制度に関する詳細につきましては、当行職員にお問い合わせいただくか、店頭にて用意してある補償規定をご参照するようお願いいたします。

以上